

(令和5年度第7回理事会議決)

令和6年度（第146期）事業計画書 公益社団法人 東京地学協会

公益社団法人東京地学協会（以下「当協会」）は、定款第41条に拠り、令和6年度事業計画を以下の通り策定する。

I. 事業方針（定款第3条）

地学を奨励し、地学における専門分野の連携を図り、もって総合的な地学の進歩普及を推進する。

II. 事業内容

1. 公益事業

(1) 普及・啓発事業（定款第4条第1号）

- ①講演会：年2回の定例講演会、年数回の地学クラブ講演会を開催する。演者の承諾を得て講演を動画収録し会員に供覧する。
- ②見学旅行：海外見学旅行と国内見学旅行を企画・開催する。案内者の承諾を得て現地説明を動画収録し会員に供覧する。
- ③広報活動：協会ウェブサイト（ホームページ）による普及・啓発活動の周知、地学雑誌記事の掲載を推進しつつ公開情報に関わるセキュリティの向上をはかるとともに、日本地球惑星科学連合大会における展示等に参加し広報活動を進める。
- ④日本地学史の編纂：戦後の地学史のうち、「研究の成果（個別分野の調査研究）」として陸水学、岩石学・鉱物学・鉱床学、応用地質学、気象学・気候学、測地学・地球物理学及び補遺（日本地学の黎明ほか）について地学雑誌に掲載する。また、入手した出版物や地学史上の価値が高い記録のウェブ図書室での公開、およびこれまで地学雑誌に掲載してきた研究成果をまとめた書籍の出版を進める。
- ⑤図書室の整理：受入雑誌管理方針に従い受入雑誌を整理する。また、現在図書室において保有していない当協会出版物等の入手に努める。
- ⑥専門家紹介：社会貢献の一環として、自治体・非営利団体・企業・報道機関などに、地学関連の専門家を講師や助言者として紹介する。
- ⑦関連団体との協力の推進：国際地学オリンピック・国際地理オリンピックへの支援、日本地球惑星科学連合、自然史学会連合との連携と委員・役員の派遣、他の学協会とのネットワーク構築と強化等を積極的に行う。

(2) 出版・頒布事業（定款第4条第2号）

(令和5年度第7回理事会議決)

- ①地学雑誌の発行：会員の研究成果の発表を目的として地学雑誌を年 6 回（偶数月の 25 日、総頁数約 1000 頁）発行する。そのうち一部の号は地学界の話題や学術上重要な課題を取り上げる特集号とする。令和 6 年度は 133 巻 2 号から 134 巻 1 号までを発行する。月例の編集委員会は年 11 回開催し、特集号の企画・編集のための会議は随時開催する。地学雑誌に掲載された論文等は PDF 形式等のファイルを協会に保管し、CD-ROM に複製し各著者に無償で提供するとともに、J-STAGE や Web of Science への掲載を進める。地学雑誌印刷業務を委託する社を公募・選定する。
- ②地質図幅等の頒布：国立研究開発法人産業技術総合研究所との間で令和 2 年に結ばれた「地球科学図及び地球科学データ集の有料頒布業務」についての委託契約に基づき、同研究所地質調査総合センター発行の地球科学図及び地球科学データ集等出版物を委託販売により頒布し、利用者への便宜を図る。また、海外からの購入希望に対して迅速に対応する。適格請求書（インボイス）の導入に伴い、委託契約の一部の見直しを行い、それに則して委託業務を実施する。

(3) 研究等助成・表彰事業（定款第4条第3号）

- ①研究・国際集会助成：地学に関わる調査・研究と国内で開催される地学の国際研究集会に対して助成を行い、地学の発展に寄与することを目的とする。申請の受け付けは助成委員会が行い、選考と成果の評価は調査・研究及び国際研究集会助成対象者選考委員会が行う。選考結果は理事会の承認を得て決定される。
- ②普及・啓発活動助成：地学全般に関する出版物を中心とし、日本国内のジオパークと世界遺産に関するものを含む出版物の発刊にかかわる助成を行う。申請の受け付けは助成委員会が行い、選考と成果の評価は普及・啓発活動助成対象者選考委員会が行う。選考結果は理事会の承認を得て決定される。
- ③地学・地理クラブ活動助成：地学クラブまたは地理クラブ等の活動の一環としての巡検実施等の活動の助成を行う。
- ④地学・地理教育助成：高校において、フィールドワークを伴う地学・地理の授業を担当する教員の授業に関する事前調査、資料作成、巡検実施等の活動の助成を行う。
- ⑤令和6年能登半島地震関連緊急研究・調査助成：令和6年能登半島地震に関連する研究・調査であって、断層、斜面崩壊、液状化その他この地震に関する地学的研究・調査、または失われる恐れのある資料及び事象の取得・保存などの観点から緊急を要するもの、被災地域の復旧・復興または被災者（風評被害を含む。）の救済もしくは安全・安心の確保に資するもの、本地震被災地に特徴的被害をもたらした地理的条件にかかるものにかかわる助成を行う。

(令和5年度第7回理事会議決)

⑥表彰：東京地学協会メダル及び東京地学協会地学普及功労賞を授与する。また、次年度の候補者を公募及び推薦により決定する。選考は東京地学協会メダル候補者選考委員会が行う。選考結果は理事会の承認を経て決定する。

2. 収益事業（定款第5条）

地学会館ビルの一部賃貸・会館の保全管理事業：引き続き地学会館ビルの一部を賃貸するとともに必要に応じた改修や機器類の更新等を行う。東京地学協会の公益事業を安定的かつ継続的に行うため、収益事業等会計から公益目的事業会計へ資金的支援を行う。

3. 特記事項

(1) 感染症対策

状況変化に応じ、入館時の消毒等に引き続き協力を求めるとともに、行事等の実施方法や業務手順等を順次確認していく。

(2) 電磁気的手法による業務環境の整備

情報セキュリティ性能を高めた業務環境の整備を行い、行事や会議及び事務局業務に電磁気的手法を積極的に導入する。

(3) 地学会館の建替えに向けた検討

当協会の主たる事務所の所在地（東京都千代田区二番町12-2）に、鉄筋コンクリート製地下1階地上7階の建物「地学会館」（延べ床面積は3004.7平方メートル）を所有している。前年度までに引き続き、地学会館を現状と同規模の建物に建替えるための資金積立を行う。地学会館の竣工は1979（昭和54）年で、構造強度は十分に保たれているが、各種設備が陳腐化し修繕のための支出が増えている。このため令和5年度は修繕費を増額するとともに、建替えに向けた具体的事項の検討を行う。

(4) 経理上の不正リスク対策

本協会は経理規程により全ての会計伝票に事務局長の認印を押印し、支出証拠をもれなく整理保管する。50万円以上の物品購入及び工事については原則として相見積りを取得し業者選定を行う。公益目的事業経費の中で最も大きな比率を占める『地学雑誌』印刷業務は、公募入札より業者を選定し、経費（単価）をそれ以前より約50%縮小している。研究等助成（1. (3)）では、助成対象者に会計報告を求め、助成対象者選考委員会が調査報告と併せて会計報告を点検する。